

ご自宅の断熱リフォームで 省エネ化しませんか？

ご自宅の断熱リフォームで省エネ化によりCO₂排出量を削減するため、**国の補助金を利用して断熱リフォームをした方へ費用の一部を補助します。**

申請要件

- 国の対象補助事業を利用した
- 市内業者(市内に本店を有する法人又は個人事業者)による施工であること
- 対象となる建物が賃貸又は売買の予定がない住宅であること



対象補助事業

【環境省】

既存住宅の断熱リフォーム支援事業

家全体を断熱リフォームする工事、
または居間を断熱リフォームする工事が対象



詳しくは
こちら

<https://www.heco-hojo.jp/danref/>

<注意>
住宅省エネ2026キャンペーンの
「先進的窓リノベ2026事業」、
「みらいエコ住宅2026事業」は、対象外です。



詳しくは
こちら

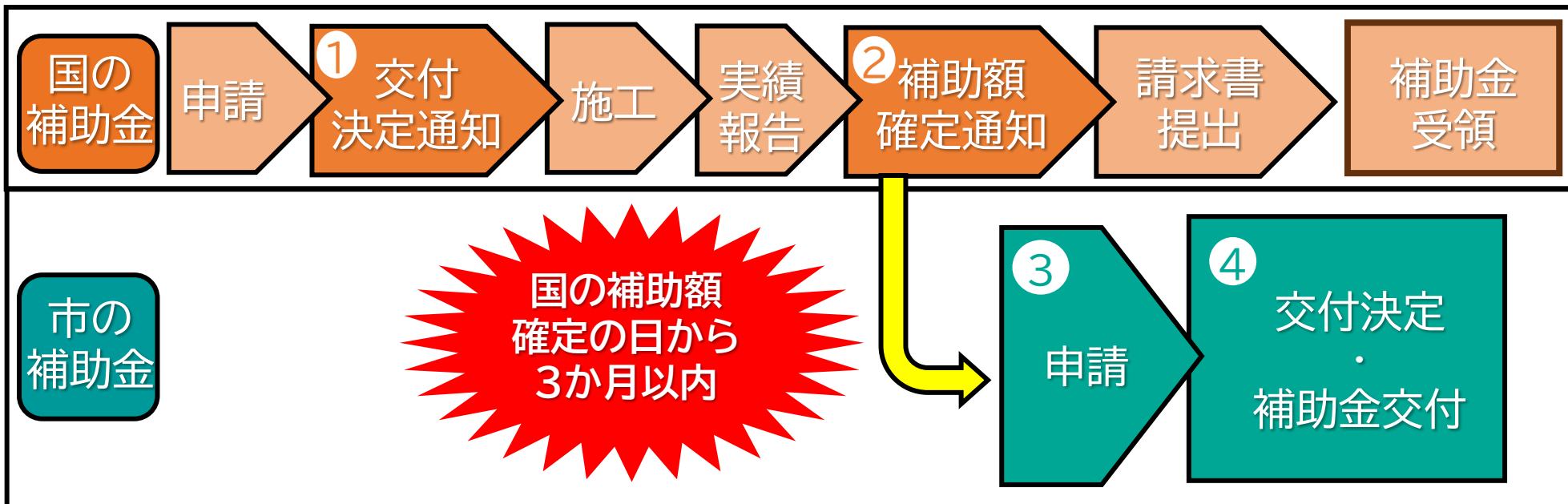
補助金額

- 国の補助額の**1/2** 上限**50万円**

ご注意ください

- ▲国の補助事業の補助額確定の日から3か月以内に申請が必要です。
- ▲予算の上限に達した時点で受付を終了します。

補助金受領までの流れ

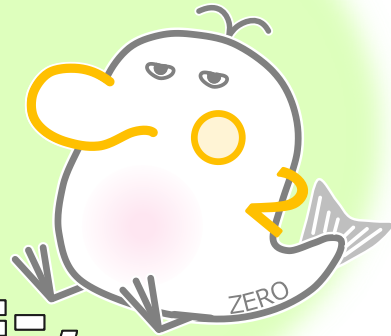


- ① **施工前に**国の補助金申請をして交付決定通知を受けて施工します。
- ② 国に実績報告をして、補助額の確定通知が送付されます。
- ③ 補助額確定の日から、3か月以内に市に申請をします。
- ④ 補助金の交付決定通知が送付され、補助金が指定口座に振り込まれます。

申請書類

- ① 申請書(様式第1号)
- ② 国の対象補助事業の交付額確定通知書の写し
- ③ リフォーム工事の内容がわかる書類
(対象補助事業の申請に要した申請書、図面など)
- ④ 工事費用の領収書等の写し
- ⑤ 補助金交付請求書(様式第4号)
- ⑥ 振込先口座の通帳の写し

ご不明な点は
問い合わせるボン



デカボン

宮古市の地域脱炭素イメージキャラクター

申請方法

申請書類を宮古市エネルギー推進課へ提出

お問い合わせ

宮古市 政策推進部 エネルギー推進課
脱炭素推進係(本庁舎4階)
●〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号
●TEL:0193-77-5033
●E-mail:energy@city.miyako.iwate.jp

申請書類は担当課で
配付のほか、
市ホームページから
ダウンロードできます

